

奈良市防犯教室実施要領

（目的）

第1条 この要領は、市民等で構成する団体が主催する集会等に講師を派遣し、防犯についての情報を提供する奈良市防犯教室（以下「防犯教室」という。）を実施することにより、奈良市安全安心まちづくり条例（平成20年奈良市条例第16号）第3条第1項に規定する自主防犯意識の高揚を図り、安全・安心で快適なまちづくりの推進に資することを目的とする。

（対象団体）

第2条 防犯教室の実施の対象となる団体は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者で構成される団体とする。

（内容）

第3条 防犯教室は、講師を派遣する講習会とする。

2 講習会の内容は、防犯の心構え、防犯診断、防犯対策等とする。

（実施日時及び場所）

第4条 防犯教室は、通年（ただし12月29日から1月3日までを除く。）実施するものとする。

2 防犯教室の実施時間は、原則として、午前10時から午後9時までの時間のうち質疑応答の時間を含め2時間以内とする。

3 防犯教室の実施場所は、市内に限るものとする。

（講師）

第5条 防犯教室には、次の各号に掲げる者を講師として派遣するものとする。

- (1) 奈良県自主防犯アドバイザーとして委嘱された者
- (2) 奈良県警察の警察官
- (3) その他防犯等について専門的知識を有する者

（申込み）

第6条 防犯教室の実施を希望する団体の代表者は、原則として防犯教室を実施しようとする日の14日前までに奈良市防犯教室実施申込書（別記第1号様式）を危機管理課長に提出するものとする。

(通知)

第7条 危機管理課長は、前条の規定による申込みを受けたときは、防犯教室の実施の可否を決定し、団体の代表者にその旨を危機管理課から連絡するものとする。

(実施の制限)

第8条 第6条の申込みを行った団体が主催する集会等が次のいずれかに該当するときは、防犯教室を実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政党の利害に関するものであると認められるとき。
- (3) 宗教又は営利を目的としたものであると認められるとき。
- (4) その他防犯教室の目的に照らして適当でないと認められるとき。

(変更等の報告)

第9条 第7条の連絡を受けた団体は、開催日時、会場その他申込事項に変更があったとき、又は防犯教室の実施を中止しようとするときは、速やかに危機管理課に報告しなければならない。

(費用負担)

第10条 防犯教室への講師の派遣費用は、無料とする。ただし、防犯教室の実施に際して、施設の使用料、備品使用料等が必要となるときは、主催団体において負担するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 2月28日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

奈良市防犯教室実施申込書

令和 年 月 日

危機管理課長

団 体 名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

奈良市防犯教室の実施を希望しますので、次のとおり申し込みます。

希 望 日 時		令和 年 月 日（ 曜日）	時 分から 時 分まで
会 場	名 称		
	所 在 地		
参 加 予 定 人 数		人	
団 体 の 概 要			
特に希望する内容			

危 機 管 理 課 処 理 欄	
開 催 の 可 否	変 更 内 容 ・ 備 考 等
可 ・ 否	
(処理日 令和 年 月 日)	